

藤沢市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、藤沢市内において保育施設を設置運営する者に対し、保育士用の宿舎借り上げに要する経費を補助することにより、保育士の人材確保や離職防止に資するため、藤沢市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、藤沢市補助金交付規則（昭和35年藤沢市規則第11号）に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、「保育施設」とは、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第39条第1項に規定する認可保育所、法第24条第2項に規定する家庭的保育事業等のうち、小規模保育事業を行う施設をいう。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、保育施設を設置運営する者が第5条に定める対象保育士を居住させるための宿舎（当該対象保育士の雇用主及びその関係者が所有するものを除く。以下「宿舎」という。）を借り上げる事業とする。

(補助金の交付対象者)

第4条 補助金の交付を受けることができる者は、前条に規定する補助対象事業を行う者とし、次の各号のすべてに該当する者（以下「補助対象事業者」という。）とする。ただし、当該建物の貸主が個人である場合において、その貸主が補助対象事業者と一定の身分関係にある者である場合は、補助の対象としない。

- (1) 借り上げている宿舎を有すること。
- (2) 雇用した対象保育士を前号の宿舎に居住させていること。

(補助対象保育士)

第5条 補助の対象となる者は、補助対象事業者に雇用され、藤沢市内に所在する保育施設に勤務する保育士で、次の各号のすべてに該当する者とする。

- (1) 法第18条の6に規定する保育士資格を有するもの。
- (2) 正規の雇用条件で採用された常勤の職員であり、保育施設を適用事業所とする社会保険に加入していること。
- (3) 従事する業務が保育であること。
- (4) 保育士本人又はその同居人が住宅手当及びこれに類する手当等の支給を受けていないこと。
- (5) 雇用開始された日の属する会計年度から起算して、10年以内であること。

(補助金の交付対象となる経費)

第6条 補助金の交付対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業の実施年度における宿舍の借り上げに要する賃借料及び共益費又は管理費(以下「賃借料等」という。)とする。ただし、対象保育士が居住していない期間の賃借料等は補助対象としない。

2 対象保育士から賃借料等を徴収している場合は、当該賃借料等の額を補助対象経費から控除するものとする。

(補助金の額)

第7条 補助金の額は、月額補助対象経費に4分の3を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)に対象月数を乗じた額とし、補助対象保育士1人当たり月額61,500円及び1施設当たり5人分を限度とする。

2 月の途中で対象保育士が宿舍に入居し、若しくは退去した月に係る補助対象経費は、入居した日数に応じた額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。)とする。

(補助金交付申請手続)

第8条 補助金の交付を受けようとする補助対象事業者は、藤沢市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金交付申請書(第1号様式)に関係書類を添えて、市長が別に定める日までに提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

(1) 収支予算書(第2号様式)

(2) 事業計画書(第3号様式)

(3) 宿舍に係る賃貸借契約書の写し

(4) 対象保育士の雇用を証する書類(雇用開始日、雇用条件及び就業場所が確認できるもの。)の写し

(5) 本人負担額確認書(第4号様式)

(6) 対象保育士の住民票(直近3か月以内)の写し

(7) 対象保育士の保育士証の写し

(8) その他市長が必要と認めるもの

(補助金交付決定)

第9条 前条の規定により、補助金交付の申請があった場合は、審査のうえ、適当と認めるものについては、藤沢市保育士宿舍借り上げ支援事業補助金交付決定通知書(第5号様式)により通知する。

(変更交付申請)

第10条 補助金の交付決定を受けた補助対象事業者は、当該事業の計画に変更が生じる場合は、藤沢市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金変更交付申請書（第6号様式）に必要書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定により申請があった場合は、審査のうえ、適当と認めるものについて、藤沢市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金変更交付決定通知書（第7号様式）により通知する。

（補助金の交付時期）

第11条 補助金の交付時期は、第9条の規定により交付決定した年度の年度末とする。ただし、市長が必要と認めた場合は、この限りではない。

（事業完了届及び実績報告）

第12条 補助金の交付を受けた補助対象事業者は、藤沢市保育士宿舎借り上げ支援事業補助金事業完了届兼事業実績報告書（第8号様式）に次に掲げる関係書類を添付し、当該交付を受けた年度の翌年度の4月10日までに提出しなければならない。

（1）収支決算書（第9号様式）

（2）活動報告書（第10号様式）

（3）対象保育士の住民票（直近3か月以内）の写し

（4）補助対象事業者が宿舎借り上げに係る賃借料等を支払ったことを証明する書類（領収書等）の写し

（消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の報告）

第13条 補助金の交付を受けた補助対象事業者は、事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により本補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告があった場合は、当該仕入控除税額の全部又は一部を市に納付させることができる。

（書類の整備）

第14条 補助金の交付を受けた補助対象事業者は、当該補助金に係る事業の収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、かつ、当該支出及び収入に係る証拠書類を整備するとともに、当該補助の終了後5年間保管しておかななければならない。

（交付決定の取り消し）

第15条 市長は、補助金の交付を受けた補助対象事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認める場合は、補助金の全部又は一部を取り消すことができる。

（1）この要綱の規定に違反した場合。

（2）書類の記載事項について事実と相違した場合。

(3) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けた場合。

(4) 第17条の規定による報告又は調査を拒否し、又は指示に従わない場合。

(補助金の返還)

第16条 市長は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、取り消しに係る部分について、既に補助金が交付されている場合は、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(調査等)

第17条 市長は、補助金の交付を受けた補助対象事業者に対して、必要があると認める場合は、執行状況等の報告を求め、又は職員を保育施設に立ち入らせ、執行状況等に係る帳簿書類その他の物件を調査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 市長は、前項の報告又は実地調査に基づき必要がある場合は、適切な指示を行うものとする。

附 則

1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、平成34年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(検討)

2 市長は、令和5年3月31日までにこの要綱の施行状況について検討を加え、その結果について必要な措置を講ずるものとする。